

建設工事請負契約標準約款削除条項

第3条(A)(B)、第3条の2(A)(B)、第24条(A)、第25条第3項中（内訳書及び）、第29条第5項中（内訳書に基づき）、第37条第8項(a)、第38条第3項(a)、

- ・ 契約保証金を納付した場合又はこれに代わる担保（金融機関、東日本建設業保証（株）等による担保）を提供した場合（金銭的保証）
- ・ 公共工事履行保証契約を締結した場合（保証金額1/10（又は5/100）以上）（金銭的保証）
- ・ 履行保証保険契約を締結した場合（保険金額1/10（又は5/100）以上）

第4条(B)、第40条(B)、第43条、第46条(B)(C)、
（低入札価格調査制度対象工事の場合）
第4条(B)、第40条(B)、第43条、第46条(B)、

- ・ 公共工事履行保証契約を締結した場合（保証金額3/10以上）（役務的保証）

第4条(A)、第40条(A)、第46条(A)(C)、
（低入札価格調査制度対象工事の場合）
第4条(A)、第40条(A)、第46条(A)、

- ・ 実績により契約保証金が免除される場合（1件500万円以下の工事に限る。）

第4条(A)(B)、第40条(B)、第43条、第46条(A)(B)及び第5項、

- ・ 工事1件の請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未滿の工事の場合
第10条第1項第2号中（専任の）、

- ・ 中央建設工事紛争審査会とした場合（建設業者が国土交通大臣許可等の場合に該当）
第55条第1項中青森県

- ・ 青森県建設工事紛争審査会とした場合（建設業者が青森県知事許可等の場合に該当）
第55条第1項中（中央）

- ・ 請負代金額が100万円未滿である。
第34条、第35条、第36条、